

月例総会議事録

1 招集日時 令和6年1月17日(水)

2 開会日時及び場所

令和6年1月17日(水) 午後1時45分

防府市役所1号館3階南北会議室

3 閉会日時 令和6年1月17日(水) 午後4時30分

4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信
(9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

(3)農地利用最適化推進委員 内田 忠雄

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	重村 郁子
” 書 記	福田 謙一郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附
則第5条により改正前の基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附
則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農
用地利用集積計画の公告)

議案第6号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地

利用集積等促進計画の公告)

議案第7号 非農地判定について

議案第8号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条(通知)

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第5号 農地法施行規則該当転用届について

報告第6号 畑地造成届出について

報告第7号 現況証明書の発行について

報告第8号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

13番 熊安 悦子委員

14番 末廣 儀久委員

午後1時45分開会

○事務局 皆様、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

ちょっと遅れましたけど、まだ2名ほど来ていらっしゃらない委員さんがおられますが、先にやらせていただきます。

ただいまから令和6年の1月月例総会を開催いたします。

過半数の委員さんが御出席でございますので、規則第6条の規定により総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、まず、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、あけましておめでとうございます。本年もまたよろしくお願いいたします。

新年を迎えまして、皆さん、それぞれ思いを新たにされておられることだろうというふうに思います。今年こそいい年になってほしいんですけども、新年早々いろいろな事件、事故が起きております。能登地震及び羽田空港での航空事故と。特に能登地震におかれましては、222人でしたか、の方が亡くなられておられます。御冥福をお祈りするとともに、被災された方に御見舞いを申し上げ、一日も早い復興を望むところであります。

奇しくも本日1月17日は、29年前阪神淡路大震災が起きた日でもあります。そのときを振り

返りますと、私、当時、神戸に住んでおりまして、朝、大変大きな揺れを感じて外に出ましたら、今回と同じような光景、木造の二階建ての家は軒並み1階が潰れておるといような状況でした。救助の者もなかなか中に入ってこれずに、目の前で明らかに生き埋めになっておられる方がおられたのに、助けることができなくてどうしようもなかった思いを改めて思い出しておるところでございます。この地域におきまして、南海トラフ地震の発生が予想されております。10年以内に30%の確立で、32年以内に七、八十%の確立で起こるといふうに言われております。防府市も南海トラフ地震に向けた防災、いろいろな対策を策定しておるところでございます。今回の地震を教訓に、私たち個人もしっかりと防災意識を持って、それに備えていくべきだといふうに思っております。

さて、農業委員会活動につきましては、昨年来、皆さん方には地域計画の策定に向けてアンケート調査を実施していただきました。大変ありがとうございました。今年はそれを基に、目標地図の作成に改めてまた力を借りるということになりますので、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

それらも含めて、今年1年、皆さんにとって良い年となりますようにお祈り申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

それでは、議事進行をさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、13番の熊安委員、14番の末廣委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、早速、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明をいたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請は6件です。権利内容につきましては、6件とも所有権の移転です。譲渡理由につきましては、高齢のためが1件、耕作困難が5件です。譲受け理由につきましては、相手方の要望によるものが3件、経営基盤の安定が1件、耕作便利が1件、規模拡大が1件です。別途農営計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の松永です。よろしくお願いします。議案第1号の1は、所有権移転の申請です。1ページから4ページを御覧ください。現地確認及び申請者への聞き取りを1月11日に熊安委員と事務局2人で行いましたので報告します。

現地は、――からすぐそばのところですよ。

お話に行ったとき、ちょうど御本人がいらっしゃいました。話をお聞きしたところ、譲渡人

は、——に在住しておられて、耕作ができないということから譲渡すとされ、譲受人は、所有する農地に隣接しており、耕作しやすいことから譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項各号農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、これは、もう以前から耕作をしていらっしやったのですが、昨年4月から下限要件がなくなり、取得できるようになりました。譲受人は、耕作要件、農機具の所有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所得適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の移転については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、これもすぐ本当、お家のすぐそばのところ、この前参ったけど、季節の野菜はつくっておられました。まだちょっと空いたところはブルーベリーとか、ミカンとか、果物を植える予定ですということです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、自宅そばで用水路は、大抵、清掃しているとのことで、現地を見ましたところ、きれいにされております。

今回の権利移動による周辺農地の農業上の効率、かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。5ページから8ページを御覧ください。

議案第1号の2は、経営基盤安定のための所有権移転の申請です。現地確認を1月11日金曜日に事務局お2人と私と田んぼの確認を行い、夕方、譲受人の方に電話しましたが、つながらなく、譲渡人に様子伺いするため、電話で譲るようになった経過を聞きました。その後、譲受人からの連絡が取れ、13日午後2時30分に所有者の自宅倉庫を確認に行きましたので、御報告いたします。

現地は、——で、——で、——から——mくらいのところにあります。

譲受人は、以前、——年前から譲渡人の農地を耕しておられたそうです。現在、譲渡人の——、——は、一切、農業はされていなかったようです。譲渡人と譲受人は——です。この際、経営基盤安定のため、隣接している農地を譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項各号のうちの権利移動の制限に関する事項について、1号から6号まで問題ありません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第1号の3は、耕作困難者が隣接地の耕作者に譲渡するの案件で、議案書の9ページ、9ページからです。現地確認を1月11日、事務局と原田委員とで行いました。譲受人には、当日現地で話をお伺いしましたので、報告いたします。

場所は、——、——の隣です。11ページを御覧になっていただくとよく分かるんですが、——になるんですが、——ということになったときに、ここに書いてある一枚を、この水田にあったのを——ということでございます。

下の——、ここへ——を、下の——枚があるんですが、ここへ——を造った。下の——があるんですが、ここに——、あるいは——を造ったんですが。——、——を造ったんですね。曲げて造りゃええが、まっすぐ造ったために、あの緑色の部分だけちょっと残ったんですね。今回、譲渡人のほうから申請があつて、これはうちには、私にはもう畑はないのになら何でここに残つとるんかということがあつたんで、事務局のほうにちょっと聞いてみたら、やはり残つとったんで、今回、隣の譲受人の方が買い取るということになりました。

農地法第3条第2項の関係ですが、譲受人は、隣の——をやっております、自分でもかなり耕作をしておるということで、別段問題になるような事項は見当たりません。皆々様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですね。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。この案件は、15番弘中さんの担当なんですけれども、-----私が説明するのはおかしいんですが、よろしいですか。当日一応.....

○藤井会長 お分かりのようなら、もし分からんのやったら.....

○16番 大体、分かりますよ。

○藤井会長 それでお願いします。

○16番 それでは、私のほうから、議案第1号の4番ですけれども、所有権移転の許可申請です。資料の13ページ、14ページに地図がありますけれど、-----という地区の-----の-----というのがあるんですが、その-----のすぐそばの農地になります。1月11日に事務局2名、それから弘中さん、それから私とで現地確認をいたしました。当日、たまたま譲受人と現地で会いましたので、併せて報告をいたします。

譲受人は-----ですけれど、これ-----なんです、-----みたら、もともと実家には-----近くの農地があったようなんですが、-----ぐらいしか残ってなかったということで、本人-----ものですからね、農地が欲しいということで、実は、元農業委員の推進員の林さん、彼に、どっか農地がないかということでいろいろ相談を持ちかけたようです。林さんのほうからこの農地を、ここがいいんじゃないかと。その理由は、-----がすぐ近くということで、非常に近いということと、譲受人のもともとの土地が、農地がこの下にあるということから、この農地を譲り受けようということになったということです。

譲渡人の方は、もう-----ですんで耕作ができないということで、以前から誰か耕作をしている人を探していたということで、たまたまうまくマッチングしたということです。

最近、なかなか、これだけ、-----ですからね、もう-----なんですね。農地を買って大丈夫かというふうに言ったんですけれども、体も元気だし、この地区の農地は、何とかもうちょっと拡大してやりたいというようなことも言っていましたので、もっと増やせという話もしておりました。今回は、この農地だけでやっていきたいということで、営農計画書にも書いてあるとおり、-----ということと、それから-----ので、繁忙期は手伝ってもらおうということのようです。

農地法第3条の第2項各号で、権利制限に関する事項なんですけれども、いずれの項目にも該当はしておらず、許可要件の全てを満たしているというふうに考えます。皆様の御審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第1号の5番は、所有権移転の申請です。現地確認は、1月10日に木原小委員長と事務局と共に実施しました。その後、譲受人と会いまして話をしましたので、含めて報告いたします。資料につきましては、19ページから22ページに記載してあります。20ページと21ページをお開きいただいたらと思います。

申請地は、——からすぐ——にあります——という地区になります。2種農地でございます。この申請地は、昨年の11月に転用申請が出まして、審議の結果、保留された農地ということで、すぐ右隣にあります農地番号の——と——については、次の月の12月に太陽光発電で転用を許可したという経緯があります。この申請地は、その後、西側の——を持っておられる耕作者である譲受人なのですが、交渉が成立して、今回の3条申請になったというものであります。

譲受人は、——、——で農業を継ぎ、主に米、それから野菜作りを行っておりまして、耕作農地につきましては、——から手入れが行き届いております。

それから、22ページに営農計画書がありますが、この中で、露地野菜を栽培するというふうにあります。話をする中で、あぜがありまして、それを取り除いて、1枚の水田として効率的に取り組みたいという話もあります。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について御説明します。

1号の全部効率利用要件について、倉庫を持っておられまして、機械を保管されております。労働も確保されており、農地の全てを効率的に利用できると考えます。

それから、4号の農作業常時従事要件について、譲受人は常に農作業を行っており、問題ないと思います。

6号の地域との調和要件につきましては、支障ないと考えております。

2号、3号、5号については該当しておりません。許可要件は全て満たしていると考えております。御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案第1号の6は、第3条の規定による所有権移転の許可申請です。現地確認を1月11日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、翌日、1月12日に譲受人に面談、それから、15日に代理人の行政書士にも電話で聞き取りを行いましたので、それらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料23、24ページのとおりです。—————に当たります。地区で言えば、——と、——という地区のその中の——という地区に現地は位置をしております。

申請地の現状は既にいろいろな果樹だとか野菜が植えられております。譲受人に話を聞いたところ、十数年、————と言われていましたが、頃から借りて、ブドウだとかイチジクとかの果樹、それから野菜を既に栽培しておられます。ちょうど面談をした1月12日も譲受人——とプラス手伝いの方、——で農作業、果樹の支柱、その補強の作業をされておりました。譲渡人は、すぐ近くに—————んですけども、—————であり、—————ということから譲るということで。それから、下限面積の要件が撤廃されたということもあって、譲り受けることにしたということです。譲受人も——から通われて耕作をされております。もともと農地は持っておられなくて、今回、下限がなくなったということから、これは可能になったということです。

近所の方に話を聞いてみましたら、譲渡人の実家と、それから譲受人は——になるみたいなことを言われておりました。それでわざわざここまで来て果樹をやっているということで、譲受人によれば、ここを果樹で観光農園みたいにしたいというふうな話をされていましたが、僅か——m²ですからね。それほど大規模な農園にはならないと思うんですが、できたら人を呼んでにぎやかにしたいというふうな希望は持っているということでした。

営農計画の詳細は、26ページのとおりでございます。農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をします。

まず第1号の全部効率利用要件ですけれども、譲受人は、若干、遠いですが、一応、既に十数年耕作を続けておられますし、農機具等の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できるというふうに見込まれます。

それから、第4号、農作業常時従事要件ですけれども、譲受人は、営農計画書のとおり、農作業を行う必要がある日数について、従事することができると判断をいたします。

それから、地域調和要件ですけれども、今回の権利移動による周辺農地の農業上の効率、かつ、

総合的な利用の確保に支障は生じないというふうに思います。

２号、３号、５号については、該当しておりません。

以上のことから、農地法第３条の許可要件の全てを満たしていると判断をいたします。皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、６番、承認いたします。

続きまして、議案第２号、議案第３号、一括上程させていただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正のほうをお伝えいたします。お手元にお配りしております修正一覧のほうを御覧ください。

差替えがございます。資料の３１ページ、土地利用計画図、３３ページ、周辺への説明状況、４３ページ、周辺への説明状況、５５ページ、土地利用計画図、７１ページの土地利用計画図が差替えとなっております。

それから、資料の２７ページ、それから７５ページにつきまして、議案番号が誤っておりましたので、訂正いたします。修正は以上となります。

それでは、議案の御説明をいたします。議案書は３ページ、資料は２７ページからとなります。

議案第２号は、農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は２０件です。この２０件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が１６件、農業用倉庫、駐車場、農作業場が１件、資材置場が１件、農地への進入路が１件、太陽光発電設備への進入路が１件です。

受付番号１、太陽光発電設備です。資料は２７ページです。農地区分は、集団農地面積０．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号２は、太陽光発電設備です。資料は３５ページです。農地区分は、集団農地面積３．６haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号３は、農業用倉庫、駐車場、農作業場です。資料は４５ページになります。農地区分は、集団農地面積３．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号４、太陽光発電設備です。資料は５１ページになります。農地区分は、集団農地面積

4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5、太陽光発電設備です。資料は59ページです。農地区分は、集団農地面積0.2 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6、資材置場です。資料は67ページになります。農地区分は、集団農地面積2.9 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号7、太陽光発電設備です。資料は73ページです。農地区分は、集団農地面積1.2 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号8、農地への進入路です。資料は81ページです。農地区分は、集団農地面積9.4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号9は、太陽光発電設備です。資料は87ページになります。農地区分は、集団農地面積1.48 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号10、太陽光発電設備です。資料は95ページになります。農地区分は、集団農地面積0.7 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号11、太陽光発電設備です。資料は103ページです。農地区分は、集団農地面積0.38 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号12は、太陽光発電設備です。資料は111ページです。農地区分は、集団農地面積0.38 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号13は、太陽光発電設備です。資料は119ページになります。農地区分は、集団農地面積0.3 haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号14、太陽光発電設備への進入路です。資料は127ページになります。農地区分は、集団農地面積7.4 haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号15は、太陽光発電設備です。資料は135ページです。農地区分は、集団農地面積4 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号16は、太陽光発電設備です。資料は143ページになります。農地区分は、集団農地面積48.5 haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号17は、太陽光発電設備です。資料は151ページになります。農地区分は、集団農地面積48.5 haの農地で、——から——mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号18は、太陽光発電設備です。資料は159ページになります。農地区分は、集団農地

面積 48.5haの農地で、———から——mに位置する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号19は、こちらも太陽光発電設備です。資料は167ページです。農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号20、こちらも太陽光発電設備です。資料は175ページになります。農地区分は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** 3号も一緒に説明して。

○**事務局** 続きまして、議案第3号、議案書は9ページとなります。

議案第3号は、農地法第5条、事業計画変更の申請についてですが、今回提出された件数は2件です。変更申請の内容は、太陽光発電設備の進入路の追加が1件、事業の継承が1件です。

受付番号1は、議案第2号、受付番号14の太陽光発電設備の進入路に関する事案との同一事案で、変更内容は、搬入路の追加となっております。

それから、議案第2号、受付番号20、太陽光発電設備に関する事案と同一事案が受付番号2になります。変更内容は、事業の承継です。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○**13番** 13番の熊安です。27ページから33ページを御覧ください。

議案第2号の1は、譲渡人の農地を譲受人が受けて、太陽光発電設備に転用したいという申請です。

現地確認を1月11日金曜日に事務局お2人と藤井会長と私の4人で行い、譲渡人と譲受人とのお話をします。その結果を御報告いたします。

現地は、———と———の山林地でした。でも、ここは、この位置は、———から———mのところにあります。近隣に2軒ほど住宅がありますので、近隣の方へのお知らせと理解を頂くこと、そこの場所が、かつて田んぼであったことがうそみたいに荒れ果てていました。もうすごい雑木林みたいなところでした。そこを開拓して行って、太陽光発電設備を置きたいということでした。すごく広い土地です。近隣の御挨拶状況の確認した一覧表がとても小さ過ぎるので、見にくいことを譲受人の会社の方に、担当の方にお伝えしました。そしたら、これ2軒ほど同じ会社、議案第2号の1と2が同じ会社が譲受人です。その担当の方にお電話が通じましたので、いろいろと、その内情とかいろいろ聞いてみました。

御近所の挨拶状況の確認した一覧表が小さ過ぎることで見にくいし、それから、いろいろソーラーパネルの近隣に水害がないように水路の管理をしていただくこととか、また、水路、境界の清掃を義務づけることとか、そういうこともお話いたしました。そしたら、こちらの会社、譲受人の会社の方とはとても親切にいろいろとお話されて、今度、地域の方と農業推進委員の方で、1月

28日に、今ちょっと水の被害が起きないようにするための話合いとか、清掃のこととか、そういう落ち葉なんか水路に入って詰まったりしないようにするとかそういうことを、一応、年間に3回ほど掃除をするということをお話してくださいました。それが1月28日にまた、水害が起こらないようにするにはどういうふうにしたらいいかという水路の件なんかいろいろお話してくださいましたが、一応、今日には間に合いませんでしたので。地域の方は、一応、賛成ということで。賛成ということで、譲受人のほうもちゃんと理解をされて、地域の方に御迷惑がかからないようにいたしますというお話でした。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○事務局 すいません、ちょっと事務局からですがけれども、熊安さん、今の会社からの説明会は、この後の2番のほうのお話じゃないですか。（発言する者あり）説明会はこっちもされるということ。こっちも。

○13番 地域のほうがちょっと離れていますよね。

○事務局 はい。

○藤井会長 一緒じゃできんやろう。別々にやるというんですか。

○13番 そしたら、話合いは、すいません、第2のほうですね。——の。

○藤井会長 1のほうは合同の説明会を、後日、実施するという話じゃないちゅうことですね。

○13番 じゃないですね。2のほうでした。

○藤井会長 分かりました。

○13番 すみません。

○藤井会長 そういうことで何か御意見があればお伺いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 引き続き、第2のほうです。今同じような譲受人の方だったので、ちょっと勘違いしてしまいました。でも、1のほうは、それでちゃんと太陽光発電設備に納得されているようです。

第2号の2は、譲渡人の畑、一筆の畑を譲受人が太陽光発電をするために、所有権の移転をしたという申請です。現地確認及び担当地区の農業推進委員さんと事務局お2人と藤井会長と私の5人で行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、—————の—————です。かつて、譲渡人のこの畑には、柿の木やビワ、ミカンなど手

広く栽培されていたそうです。

現在、柿の木は全て枯れてしまい、大やぶになっている場所でした。全然、畑という感じじゃなかった。一筆もある広い畑、やぶですが、整備すれば高台にあり、日当たりもよいように思われますが、この地帯も——であり、南側には住宅が隣接しているので水路が問題ということで、譲受人が出されている太陽光発電設備についての近隣の挨拶状況も不在の方もおられ、7軒中5軒、排水処理について検討していただきたいというお話だったので、それで、1月28日に話合いの場を推進委員の方が皆さんを集めて会合をされるそうです。近隣での反対者がなく、フェンスのことや水害による弊害がないように、近隣への悪影響が出ないようにするにはどうしたらいいかということで、話合いを1月28日にされるそうです。

議案の定例会がもう17日にはありますと申し上げましたら、それが終わってからでの審議でもいいですよとのことでしたが、一応、近隣の方たちは、この件さえちゃんと守っていただければ了解しましたということで、反対の意見はなかったそうです。皆様の御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤井会長　今回、この地域の農地利用最適化推進委員であります内田委員も今回同席していただいておりますので、せっかくですので、内田委員、何か御意見があれば、ちょっと御発言いただければと思います。

○農地利用最適化推進委員　この畑の持ち主さんは—————んです。これを——にやってくれと言うたって、—————から、太陽光のほうへ譲り渡すということなんです。

だから、今、——の下のほうに家がありますけど、——がなければ別に困ることはないんですけど、——があつた場合はどこが補償するかということだけで、それとフェンスをどこまでどういうふうにやっていくかという話合いを、この28日の1時から5、6軒が集まって、お話をしたいと思っています。ほかの者はみんな賛成なんですね。不自由はせずに、裏の木やら生えてこないようになるから、ええじゃろうということで、ほかにはないと思います。そういうことでお願いします。

○藤井会長　今説明していただきましたように、ちなみに、35ページの地図、当該申請地の下に住宅が——軒ぐらいあるんですけども、一応、今の段階では反対の方はおられない。今説明いただきました推進委員の内田さんの——もこの中の一つに含まれておるということで、改めて説明会を開くという世話をお願いしておるところでございます。

その辺のところも含めまして、審議に入ります。皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ。

○11番　11番、池田です。今回の補助の転用面積が——— m^2 、—— m^2 を超えますと、これは、説明書の38ページの事業計画書の中ほどのちょっと下に、他の法令等に基づく許可、認可等の手

続の状況、国土利用計画法土地売買の届出というのを、これがするようになっておるわけですが、これは、市町村を通して県に申請する。県が許可を出す。ですから、市町村も意見があれば、意見を付すということになっていると思います。ですから、これの関係とは、どういう形になるでしょうか。その辺の進行状況といいますかね。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 お答えいたします。

国土利用計画法土地売買届出書は、市役所の中では行政管理課のほうを受け付けておりまして、そこから農業委員会のほうに照会が参ります。照会が回ってきまして意見がありましたら、それを付して担当課のほうにお返しするという流れになっております。今回につきましては、まだこちらのほうには照会が上がってきておりません。後日、恐らく、回ってくる予定です。

○11番 申請中とありましたのでもう手続きしてあるのかなと思いましたので、それで心配するのが住宅が5軒あって、今非常に地震とか災害が多いと思いますんで、その辺はどうか、地元の状況がよく分かりませんが、危険であるということであれば、そういう判断はしなければいけませんし、それを農業委員会もこれをすんなり許可するのなら、地元がみんな全員がいいということだけじゃなしに、災害の危険があるかないかというのもちょっと判断しなきゃいけないかと思えますけど、どうなんですか。その辺は。

○藤井会長 事務局、説明してください。その件を。

○事務局 国土利用計画法土地売買届出書につきましては、担当、関係がある部署に複数、恐らく、照会が行っていると思います。ですから、私どものほうでお答えするのは、農地の関係について意見があればお答えするということになります。実際、どこの課に回っているかは把握していないんですが、恐らく、——地域なので、そういったことについては、防災関係の課にも照会が行っているんじゃないかなとは推測しておりますが、ちょっとその確認は取れておりません。

うちに来た照会内容は、どういった手続が必要かという照会がまいりますので、農地ですので、農地転用の転用手続が必要ですよという回答をしております。

○藤井会長 まずいかな。局長、説明してください。

○事務局 ここ、———ということで、それから面積も広いというところで、もしも、———というのは起きる可能性は少ないとは思いますが、その上に———があるよねというところで、———の関係でこちら辺が危険ですよというふうな区域だと思われます。

市のほうとして、もしもそういうふうな被害があったときには、どういうふうな形になるのか、どこに責任の所在があるのかというところを、いま一度、再確認するような形にはなっております。

うちのほうもそういう判例というのは見当たらないんですけど、太陽光ができてからと、できた関係で、例えば、許可責任者がどういうふうに責任を取るのかとかいうところの判例は今、見当たらないんですが、そういったところも、一応、考えておかななくちゃいけないですよねというところで、執行部のほうとは共通認識という形で思っております。それも踏まえて、国土利用計画の土地売買届の申請、こういったものが防災危機管理課がどういうふうに表示してくるかなというところもちょっとうちのほうは注視しております。以上です。

○藤井会長 どうですかね。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。今の話で行くと、この1月28日にもう1回地元で説明会をされるというお話でしたけど、それまで待っても別にいいんじゃないですかね。今日ここですぐ結論を出すのでは、ちょっと早計だと思うんですね。ほかに国土利用関係も、全庁関連各課に回って、その回答を待って、それとの整合性も含めて判断するというのが正しい判断ではないかと考えています。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。ちょっと二、三聞きたいんですが、とりあえずもう1つの法律、土壤汚染対策形質変更届というのがありますが、これの説明をお願いします。

○事務局 こちらにつきましては、該当の土地につきまして、有害な物質が含まれていないかということについて照会があります。実際、これにつきましては、掘り起こした土の中身を私ども、正直、把握しておりませんので、これにつきましては、有害な物質が含まれていないということについては、情報がないということで回答しております。

○2番 それと、過去にあったと思うんですが、1万m²を超えたら、土地改良区の手続が必要というのがあったと思うんですが、よく記憶していないんですけど。防府土地改良区ですが、話をされていたので、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 この場所が改良区に入っておりません。

○2番 分かりました。

それともう1点、この方、担い手だったと思うんですが、――されるということで、――ということなんですけど。

○事務局 いいえ、――されるわけではなくて、――されます。

○2番 では、受託とかは、今後、続けていかれるということですか。

○藤井会長 この方は、確かに――です。経営内容は、果樹と水稻ということで、果樹に関しましては、柿が今回のこの面積、これは――にやめられました。もうこれと同じミカン農園は持たれています。これはまだ継続されています。水稻も――ぐらいいは、人のも預かって現在やられています。これも今回のアンケートでは、あと――は踏ん張るというふうな回答を頂いております。――がおられるんですけども、その方がやる予定はないということで、いずれは廃業という形にはな

ろうかと思いますけれども、1日でも長くやっていただけるようお願いしておるところです。

○2番 分かりました。とりあえず安心ということですね。

○藤井会長 今、関谷委員からその回答を待ってからでも遅くないんじゃないかというお話がありましたけれども、この件に関して、皆さん、どうですかね。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。4番、関谷委員からの御指摘はごもっともだと思いますので、私も回答を待って判断させていただくほうがいいのかなと思います。

○藤井会長 推進委員の内田さん、それを待ってでもよろしいですかね。

○推進委員 いいです。

○藤井会長 事務局もそちらの方向で行きたいと思いますけれども、よろしいですか。

○事務局 了解です。

○藤井会長 一応、先ほど説明がありましたように、一通りの周りの皆さんの同意は得ておるんですが、少し詰めておきたいことがあるので、基本的には同意に賛成だけでも、詰めておきたいところがあるという意見があったので、今回、推進委員の内田さんに御足労いただいて、その場を設けていただいた経緯がありますので、せっかくのあれですので、皆さんの意見のとおり、1月28日の説明会をもって、結果をもって改めて審議していただくことにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、今回、この件につきましては保留という形にさせていただきたいと思います。

それでは、採決に入ります。この件、保留ということで同意いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、説明会をもって改めてという形にさせていただきます。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 貞平です。現地確認は、1月10日に木原小委員長と農業委員会事務局2名で行いました。

譲渡人の————のところに行きまして、農業倉庫と道をはさんで農地があるんですが、その経過についてお聞きしましたら、————がやっておられたという話で————、————が受けられるという話なんです。それで、今、もう農業をやっていないのでよわっているということで、———がどうかという話があったというふう話を聞きました。

——について聞きますと、——は今、ミカンを収穫されておって、それも農地が少ないとか、倉庫が手狭だとか、駐車スペースが要するという話でございました。場所は、資料４５ページから４９ページ、昔の——のちょっと——の——ところです。そこに、現在、——の所有の——に農業倉庫らしきものができております。

——は、その右下の——と——と——、この一枚をお近くの田んぼで今、ミカン農園として使いたいということをおっしゃっております。ということで、やむを得ないのではないかと
いうふうに思っておりますが、皆さんの御審議をお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、３番、承認いたします。

続きまして、４番、地元委員さん、説明をお願いします。

○５番 ５番、原田です。議案第２号の４番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電の設置のため売買で所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認は、１月１０日に木原小委員長と事務局とで実施しましたので、調査と併せて報告いたします。資料につきましては、５１ページから５８ページということになっておりまして、５２ページと５３ページを開いていただきたいと思います。

申請地は、——の——にある２種農地で——という地区になります。申請地は、休耕田で雑草が繁茂して、水田の高さで枯れている状態でありました。

それから、前に設置割合が低いということから、これ１回分筆されて、申請がされたものとされております。

それから、昨年１２月に当地区で許可した太陽光発電の設置が３件ありまして、これに続くものというふうに思っております。

それから、西側の——と南側、——、これが今の３件のうちの２件ということになっております。

それから、東側の——につきましては、昨年稲作が行われていたんですが、ここも次の太陽光発電設置の予定があるということでございます。

隣接の土地所有者の承諾条件につきましては、５７と５８ページにあります。審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。それでは、議案第2号の5を説明させていただきます。

現地確認を1月10日、小委員長の木原さんと事務局2名とで行い、————のほうに連絡を取って聞いた話をさせていただきます。

現地は、————、約——m程度のところにあります。この現地のすぐ—側になるんですが、そこが————になります。これを太陽光発電に変えようということなのですが、————によりますと、譲渡人は、—でもう農業ができないということで売り渡す話になったそうです。周辺への説明を譲渡人さん自らがやられたようで、皆納得されておられるそうです。

私が現地を見たときに、西日がちょうど東側の—軒の家のほうにちょっと行くんではないかという話を行政書士さんのほうに言ったら、今は何か、反射があんまりしないパネルを使うから大丈夫であろうという話でしたので、周りに迷惑ということはないようです。それがちょっとひどければ、またその対応はするということでした。審査のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。私の担当ですので、私のほうから説明させていただきます。

場所は、議案第2号にもありました、1番と同じ————の—のところになります。

申請人は、この近くで————をされておる方でございます。

譲渡人は、最近、農地を相続され、—におられるお二方でございます。現場の農地は、——、耕作放棄地でございます、ずっと管理されないままできておった農地でございます。そういう農地を、今回、譲受人が資材置場として譲り受けたいという申請でございます。

譲受人に関しましては、この近隣の農地を既に過去にも転用されてきておるところでございますけれども、それらの現状を見ますと、周辺の水路にも迷惑がかからないようにしっかり管理さ

れておりますので、今回の申請は特に問題がないものと判断をいたしました。皆さん方の審議をお願いしたいと思います。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第2号の7は、譲受人は、———の方で、譲渡人の田に太陽光発電設備を設置するという申請でございます。現地確認を1月12日に事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。また、関係者への聞き取りを12日の午後行いましたので、報告いたします。資料は、73ページから80ページです。

場所は、73、74のほうを御覧ください。———、———、———になります。会社の担当の方にお聞きしたんですけど、譲渡人が———であり、———、———という状況だと聞きました。今までもう管理されていなかったんですけど、これからは管理できないと今回お話があって、手放されるということです。

担当方に防府市農業委員会には、太陽光設置に当たっての注意事項という書面がありますので、それらに従い、今後の管理もお願いしますと伝えたのですが、まだ見ていないということでしたので、事務局さん、すいませんけど、お渡してください。特に水路とか道のそばの草刈り、それから、地域の方たちとの調和は大切にと伝えました。

また、73ページにありますように、第2種農地となっております。以上で報告を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。すいません。私が聞いて。見に行ったんですが。近隣地権者リストはリストだけ載せますけど、これ確認したのかどうかは何もお示しがないんですけど、どうでしょう。

○1番 何軒かは訪問をされたとあり、何かあれば言ってくださいとお願いしたと言われました。

それと、———にも説明しましたが、特別には何もないと言われたそうです。以上です。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。8番は、5条申請の所有権移転で、進入路にするための所有権の移転の申請になります。場所は、———であります。現地確認は1月10日で、即日に譲受人に面談をいたしましてお話を聞きました。譲渡人のほうは今、———がありまして、———があつて、———におられます。その電話でヒアリングを、昨日16日に行いました。その結果を御報告いたします。

これは、83ページを開いていただけますか。譲受人の農地に蓋をするように譲渡人の農地がありまして、隣が宅地でありまして、進入路がないんです。ここを進入路として使おうということがあります。ほかの進入路があることはあるんですけど、もうこれは西側のほうに赤線があるんですけど、これは非常に狭い道でありまして、もう現在は潰れて使用されておられません。したがって、ここを進入路として使用することが妥当であると考えます。

一般条件、立地条件とも該当しませんので、2種農地でもありまして、これを使うしかないということでありまして、この申請が妥当であると考えます。皆さんの御意見、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

ちょっとここで10分休憩しましょう。

午後3時10分休憩

.....
午後3時20分再開

○藤井会長 それでは、再開します。

それでは、9番から。地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第2号の9番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設置のため、売買で所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認は、1月10日木原小委員長と事務局のほうで実施しましたので、調査と併せ報告します。資料につきましては、87ページから94ページに記載しております。

８８ページと８９ページを出していただけたらと思います。申請地は、——から——にある２種農地で——という地区になります。

申請地は、休耕田で雑草による保全管理が行われております。周囲は田と——と太陽光発電設備がありまして、それらに囲まれた農地というところです。

田につきましては、北側に農地番号の——に水稻が植え付けておりました。

申請地へは、北のほうから入ってくる農道があるんですが、大変狭くて、不安定な状況ということで、申請地の——側に——がありまして、ここを了解を得て、機材を搬入するということでございます。

それから、隣接土地所有者の承諾状況につきましては、９３と９４ページに承諾されている方もあるということでございます。審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、９番、承認いたします。

続きまして、１０番、地元委員さん、説明をお願いします。

○５番 ５番、原田です。議案第２号の１０番は、９番と同じで売買の所有権の移転の申請になります。現地確認につきましても、同じ日に実施して、同じようなということで、調査と併せて報告したいと思います。資料につきましては、９５ページから１０２ページに記載しております。

９６ページと９７ページを開いていただきたいと思います。申請地は、——から——側にある２種農地ということで、——につきましては——ということで——という地区です。

それから、申請地と周囲の農地につきましては、休耕田ということで、保全管理が丁寧に行われております。

それから、——があるんですが、ここら辺一帯は、太陽光発電の設置が大変進んでおりまして、一帯がそういう状態になります。

それが次に、９９ページに土地利用計画図があるんですが、これもちょっと横にしないで、左下の枠の中です。

ここに建蔽率が計算されておまして、２５．８５％と計算されています。これにつきましては、その図にあるんですが、日陰の面積を農地から引いて計算したものでありまして、これを除外しないで計算すると、下限値が２２％というふうに聞いておまして、これを下回るということ

になります。一部の面積を除外して、算定する方法については、いかがなものかと考えています。

それから、隣接土地所有者の承諾状況につきましては、１０１と１０２ページに載っております。審議、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。どうぞ。

○６番 ６番、倉重です。一つ確認ですが、日陰のため利用不可となる面積ですが、これが何で日陰になるんですか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 これは、１０１ページの公図を御覧いただければと思うんですけども、今回、申請地の下のところに——、——という位置がございますね。ここに二階建ての家が建っておりまして、その影ができるというような申請者側からの意見です。

この影ができておることによって、そこを有効面積から除くというのが妥当なのかどうかということで、今回農業会議のほうに相談しております。

他市では、実際、そういった事例はあるそうです。ただ、今回の場合だとこの二階建ての家があることによって影ができるという、その妥当性については、各市町の判断ですよという回答でした。

○藤井会長 よろしいですか。この件に関して、ほかに何か御意見があれば。どうぞ。

○２番 ２番、石川です。二階建ての家が２軒ということですが、その辺を公的な好条件という説明がしてありますんで、当然、その辺も入れてここを取得されるということなんで、その部分をのけるというのは、ちょっと認められないと思います。

実際に、——、造っていますから、あれ２階より高いです。発電できると聞いていますので、単純な言い訳ではないかと思います。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。

今日陰の部分も載せた算定面積で２５％の建蔽率ということですけど、これ。全体を面積で見た場合の建蔽率は幾らになるんですか。

○事務局 ２１．２％になります。

○藤井会長 だったら、農地の有効利用から考えると問題がないとはい切れないんですけども、建蔽率そのもの、これあくまでも建物を建てる時の建蔽率が２２％だから、それを規定にして、大体のめどを立てているわけですけども、太陽光に関して言えば、厳密に最低の建蔽率が設定されておるわけではありませんし、防府で過去に許可を出した案件で２０％を割っておるのがないという現実ですけど、他市の市町では、これさえも割り込んでいる事例があるというような状況で、建蔽率が２２を切っておるからということで一概には反対はできないという現状にあることは理解していただきたいというふうに思います。私としては、少なくとも２０％は確保しておるん

で、22がよくて21がいいというのがどうなのかなという問題もありますので、これを理由に特に反対ができるような状況にはないということは理解していただいた上で、最終的には皆さんの判断に委ねたいと思いますけれども、何か御意見があればお聞かせください。

さすがに20%を割ることはちょっと阻止したいなという思いは、防府としては持っておるところです。どうぞ。

○5番 下限の22%、これは特に決めがないというふうな話を聞いとるんですけど、これ市の条例のなかできちんと決めて、もう最低線がこれなんだというふうなことで対応したほうが我々も判断をしやすいというふうに思うんですが、それいかがですか。

○藤井会長 今議員のほうで条例の制定に向けて動いておられます。その状況、今どういう状況なのか、できりゃ、そういった御意見があれば、ぜひそれに組み入れてもらえるように伝えることはできますけれども。今そちらの流れのほうがどうか、議会のほうでから御存じであれば教えていただきたいんですけども。

○事務局 今議会事務局のほうで、議員さんが条例のほうは策定中ということでございました。策定途中の案を見させていただきましたが、建蔽率がどうか、敷地面積の何%以上の利用率というところは条例案には書かれてなかったです。

ただ、この条例案が大変厳しい案でして、決まった後、執行部のほうが、規則だとか、施行令といったところ、細かい部分をつくってくると思いますので、その中にもりこめる可能性はあると思われませんが、策定中の条例案には建蔽率、22%とか、細かいところの表示はなかったです。以上です。

○藤井会長 皆さんのお考えがそのようでしたら、議員さんのほうにもその辺のところは伝えておこうと思いますので。

ただ、こういったことは面積とか、下限を設定するように県にもお願いしようと思うんですけども、県はその気は全然ないと、そこまではできないという回答ですので、全体としては、そういう流れで来ておるということは御理解いただきたいというふうに思います。

ほかに御意見はございませんか。どうぞ。

○11番 11番、池田ですけど、これ太陽光の今の向きは南側向き、今、二階建ての家がある、こちらのほうに向いてくるという形でしょうか。

それで、これとすると、8番、隣接所持者にこれだけ状況、説明の102ページ、8、9、10、11というのが、こちらのほうを向いている方は皆、不在としているという形になっているんです。左側の地権者のほうは12番ですから、この南側の向きでしたら、この4軒は、不在ポスティング済みじゃなしに、何か連絡を、説明をされたほうがいいんじゃないかなという気はちょっとしますけど。了解を得られたんかどうかということです。最終的に。

○藤井会長 事務局、その後の説明は取れていないですよ、これ。どうぞ。

○5番 5番、原田です。今の質問ですけれども、後日、地区を回って、該当する方が—の中で2軒ですかね。8、9、10、11と、同じ方がされますんで2軒だと思うんですが。—の近辺のほう、2軒とも回って、8番の方と9番の方にお会いして話をしまして、実は前から聞いて、もう承諾はしましたという話を聞いております。

10番と11番の方については、ちょっとお会いすることができておりません。そういう状況です。

私のほうから、実際、日影の部分、これを引いた形で計画書を認めるかどうかという、その辺のところを審議していただきたいと思います。こういう形でいいんかとかいうことです。20%を超えておるんであれば、もういいということであれば、今さら引かないで21.2、これを出してくればいいんじゃないかというふうに思います。

それと、付け加えますと、どうも——の太陽光発電のソーラーのパネルですか、設置の状況を見てみると、どこもスカスカなんです。何か特別なことがあるんじゃないかなど。疑りもちょっとして見てはおるんですけど。ほかのところも結構スカスカのところが多いんで、ちょっと気にしているところではあります。

○藤井会長 事務局、これも日陰をのけたところ、本当に日影があるかどうか確認して、影響がないようだったら、もうこれ正直に書かせたほうがええと思うんじゃないけれども。現地見てから本当に影があるんならば、それは考慮に入れてもいいですけれども、その辺が甚だ疑問点という御意見もあるんで。それを含めても21.数%は確保できとるんでしょう。ちょっとそれが、委員さんともしっかり確認してから訂正をさせてもらってもらえませんか。本当に影があるんであれば、それはそれでよろしいですけれども。

○事務局 現地確認に行ったときに夕方だったんですけど、その時は影はあります。家の影です。

○藤井会長 どうぞ。

○5番 5番。昨日9時頃、9時半でしたかね。現地に行ってみたら、やはり朝日が家の影で、反対側、だから、東側のほう、こういう形でありましたけど、夕方行ったら、逆に日影ができます。ただ、これは冬の時期ですので、夏はほとんどないというふうに思います。

あとで15番がありますが、ここにも、これは東側で家と庭木があつて、影があると、これ半分、ほ場の半分影です。それと比べれば、非常にここは影がないというふうに判断します。

○藤井会長 15番は、朝日がしばらくは影ができてあたらないちゅうことですよ。

防府としては、影が本当にあたるかどうか分からんのをそれを勝手にのけてから建蔽率を出すとかはやめさせましょうや。あくまでも全体で明らかに影ができる場合はいいですけれども、冬じゃからとか、午前中は当たらんと午後当たるとかいうんだったら、もう建蔽率の割合が狂うんで、あ

1日のもう半分以上が明らかに影になるというような事例、状況ならば、それはそれでもう考えんこともないけれども、夏は当たって、秋が当たりにくいとか、午前中は駄目で午後は十分当たるとかそういうのだけ判断の基準がないんで。その辺はちょっと判断基準を徹底しますので、今回の場合には、建蔽率が21%あるということで、断る理由はないなというのが私の思いですけども、最終的に皆さんの判断をお伺いしたいと思いますけど、何か御意見があればお願いします。よろしいですか。

○藤井会長　御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

続きまして、１１番と１２番、１９番を一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

ここは、もう何年も農地として機能していないような感じでして、11と12のほうは、いつも
の——さんが、やはり譲渡人は、もう——もう農業ができないということで、11の
——、12の——共にもう農業はしないということで、太陽光のほうに変えられるということでした。

– 25 –

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ。

○6番 ここは、旧田んぼであったことから、ため池から水をひいていたと思われるんですが、水利権のことについて何も記述がないような気がするんですが。これは、水利権は—————ですね。

○事務局 地元委員、どうですか。

○9番 すいません。私、ちょっと水利権のほうは調べていなかったんで、事務局のほうが。

○藤井会長 事務局、どうですか。

○事務局 ここは、たしか、倉重委員に伺って、それで—————のところに説明に行ってくださいねということで、ちょっとお伺いしていたんですけど、これを見ると、不在だったということですよ。

これ先ほどの議案とかでもあったんですけど、不在のポスティングについては、極力、何回も回ってくださいうことでお伝えしております。

一応、ほかの議案についてもですけれども、当初の分から、その後も回って、更新があったら伝えてくださいうことで、———のほうに話をしておりますが、結局、まだ会えてはいないというところですよ。

○藤井会長 事務局として、今後もそれは確認をするという流れでよろしいということですか。

○事務局 そうです。

○藤井会長 よろしいですかね。

○9番 この辺りは、多分、田んぼを耕作されていない方ばかりですので、特に問題ないと思いますけど。一応、—————にお話を通していただいたほうがいいのかと思います。どうですか。

○事務局 事務局のほうからも改めて伝えておきます。

○藤井会長 では、事務局、それはお願いします。よろしいですか、それで。ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。どうぞ。

○6番 あと、私、よく通って思うんですが、—————というところに、たしか、倉庫があったと思うんですが、これはどういう取り扱いになるんですか。

○事務局 今始末書の提出をお願いしております。一応、農転の記録を確認したんですけど、出ておりませんでしたので。もう確実に出すということでご伺っています。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第11号、12号、19号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11号、12号、19号承認いたします。

続きまして、議案第13号、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第2号の13は、太陽光発電設置に関する案件で、議案書の119ページです。現地確認を1月11日、事務局2名と原田委員とで行いました。また、聞き取り調査を譲渡人、譲受人及び代理人共に1月11日に行いましたので、その結果を報告します。

場所は、——から——mのところ、119ページを見られたら分かると思います
が。——と——と——に挟まれた——の土地です。昨年の秋まで、——が耕作しておりました。——を行ったところです。

問題なのが、126ページを見ていただくと分かるんですが、隣接土地の所有者の承諾状況というのがあるんですが、やっぱり今回もほとんど皆、郵送で終わりです。

7番が丸がついておるんですが、これは先月出た案件の譲渡人ですから、もう全然、あまり意味をなさん。

一番下、1番ちゅうのがある。——、これ——のようですが、ここは全然、——じゃありませんね。よその——に承諾を得たというような格好になっています。

今回、売られた方、これは——です。そこまで——、大体、——じゃろうと思います。——か、——です。どっちにしても、家があんまりないんですね。昔からここ——やったんで。その辺は、——は御存じですのですね、——。いえば譲渡人ですから。

こういうことで、まるがついちょらんというこで文句を言うたんですが、この件もどういいましたかね、行って、郵送というか、ポストに入れたんじゃないけど、でも、私はこう言った。「土曜日曜に行ったらおるんじゃないか」おる家がだいたいあるんですね。「いや、私のほうは土日は休みですから、行きません」とこう言うんです。「あまりにも誠意がないんじゃないかと私は言うたんですね」。それで、代理人にも、この旨、言うておきました。もう。「そういうことじゃいけんぞ」ともいう。「やるんなら一生懸命やってくれ」と。100%承諾が得られるかどうかちゅうのは無理ですけども、だいしょ違うんじゃないかと、土日に行きや。ともあれ隣接地、民家がほとんどないんですね。荒廃地と——、——、——ちゅうことで、あんまり影響がないと思われる。そういうことで、皆様方の御審議のほど、お願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

今説明ありましたように、125ページの地図を見る限り、あまり影響を受けるような民家ではないようなところばかりなんで、これはこれで仕方ないかなという思いもあるんですけど。うちとして、これどこまで周辺農地、周辺住民の声を聞くというのに加えるかということにつながると思うんですけどね。今回の分は、もうこれでポスティングされたということで——さんには

もっと誠意のある対応をしていただくということは、お願いしなくちゃいけないと思うんですけども。現状、119ページの地図を見る限りでも、東側には——があって、あまり影響がないような感じなんですけど、果たしてここまで皆さん、正確に周辺の方の同意を取る必要を求めるべきかどうかというのともいかなものかなとは思いますが。

前々から言いますように、周辺の同意等を求めているというのは、これもあくまでも強制力があるわけではありまして、できればお願いしたいというお願いレベルなんですけれども、せっかくこうして一覧表をつくって業者もやっておられるんで、せっかくやっただけのならば、もう少し誠意のある対応をしていただけるよう、事務局を通じてお願いしておきたいということぐらいでよろしいんじゃないかと思うんですけども、いかがですかね。今の私の発言に何か御意見があれば、伺いしたいと思いますけど。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、事務局、その辺のところ、——さんにも、再度、お願いしてください。

それでは、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、承認いたします。

続きまして、14番、これは、議案第3号の1と一括で上程したいと思いますので、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第2号の14番は、太陽光発電の設備の搬入路として一時転用したいという申請と、議案3号の1番は、これに関連した事業計画の変更申請ということです。現地確認は、1月10日に木原小委員長及び事務局と共に実施しましたので、調査と併せて報告します。資料につきましては、127ページから133ページに記載してあります。

128ページと129ページですか、開いていただいたと思います。申請地は、——にある2種農地ということで、——という地区になります。

申請地と隣接の農地につきましては、休耕田で保全管理が行われておりました。当日、この所有者の方々とお話をすることになりました。

それから、事業計画につきましては、130ページが新、それから131ページが旧というふうになっておりますので、内容につきましては、外構設備のための搬入に関するところになります。審議をよろしくお願いしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。まず、議案第2号の13、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。

続きまして、議案第3号の1、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13と1番、承認いたします。

続きまして、議案第15号、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 議案第2号の15番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備の設置のため、売買で所有権を移転し、転用したい申請です。現地確認は、前の14番と同様でございます。調査と併せて御報告いたします。資料につきましては、135ページから142ページに記載しております。

136ページと137ページを御覧いただきたいと思います。申請地につきましては、——の南にある2種農地ということで、——という地区になります。申請地と西側の農地は、休耕田で保全管理が行われていまして、東側については、家が建って、庭木も高くということで、非常に日影が朝晩多くというふうな状況で、当地区の近辺で太陽光発電が進んでおりまして、これが5件目ということになります。この後もまだあるというふうに聞いています。

隣接土地所有者の承諾状況につきましては、141ページと142ページに載せてありましてすべて不在ということになっております。御審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。事務局、これも投函の状況を業者には確認してください。御意見ございませんか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようでしたら、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、承認いたします。

続きまして、議案第16、17、18番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田です。議案第2号の16と18は、譲受人が一緒です。また、17は譲受人が違いますが、それぞれ譲渡人の田に太陽光発電設備を設置するという転用申請です。この3件、代理人の方、——は一緒です。現地確認を1月12日に事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。また、関係者への聞き取りを12日と14、15日に行いましたので、報告いたします。資料は、143ページから166ページまでです。

場所は、143ページ、144ページを御覧ください。143ページに、申請地が緑のマーカーで囲ってあります。それと、2号の17、18が同じところがございます。これらの地域は、——から東へ約——mのところでは、

3か所とも、今まではきちんと草刈りをされ、管理されていたんですけども、もっと以前は近くに――がありまして、その方たちが――を耕作されていたようです。種が残っておりまして、時々、――が出ておりますので、様子を伺います。

――となられまして、どうしても管理が難しくなったということで、声かけに応じられたとのことです。

――が一緒ですので、お聞きしようと思ったんですけど、なかなか3回電話したんですけど、出ていただけませんでした。

それで、ここの工事会社の方に電話いたしましたら、事情がもっと詳しく聞きたいと、15日にまた――より譲受人に伝えたことを、再度、確認の意味でということで電話がありました。実際に工事は、――がされるのかなと思っております。

進入路につきましても、145ページですけど、2トン車で、北側のほうです。道があるんですけど、2トン車で資材をそこに運び込むそうです。それで重機を入れて、また資材を手運びとかでそれぞれの地域に運び込まれるようです。

これも私は思うんですけど、やはり委員会に注意事項に関わる資料がありますので、もらわれるようにお願いしました。それから、こういう資料を見ながら、これからの管理もきちんとしてくださるようお願いしました。

――が出られませんよということも伝えましたら、その後連絡を取ってくださいまして、電話がありました。電話の向こうから聞こえるのが、事務所の中はかなり忙しいらしくて、混乱の様子でしたが、きちんと管理をお願いしまして、注意事項に関する資料もちゃんと読まれて、その後、守っていただくようお願いしました。

周囲への説明状況ですけど、150ページを御覧ください。3点ともこういう資料になっております。きちんとこの方たちが来られていたというのは、やはり自分の田とか隣接の田とかありまして、測量されているので、集まって、きちんと立ち会っていらっしゃいます。――と――にもお話をされたそうです。

今回、間が抜けておりますけど、その方のところも本当はお話をされていたんじゃないかなと思うんです。というのが、その説明状況の下に書いてございます。――いたそうです。話が出ていたときはいらっしゃったけど、その後、――という感じでございます。今回は、だから、そこは出されておられません。

143ページにありますように、2種農地であります。ここは、――ですの
で、――m以内のこの辺りの転用が今後も予想されるのかなと思っています。

立派な農地が私たち想定外だったんですけど、本当に失われるということが残念な限りです。以上、報告を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第16、17、18番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、議案第20号、議案第3号の2番と一括上程します。地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。資料172ページからです。

この案件は、昨年、一応、5条のほうは承諾を頂いている場所なんです、そのときの開発をするのが——という会社だったんですが、そこが事業方針の転換ということで、そのままにしておられたところ、今回——というの、——ということで申請を出されております。審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第2号の20番、議案第3号の2番、承認いたします。

続きまして、議案第4号、5号、6号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は10ページからになります。

議案第4号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条について、令和6年1月26日公告予定の利用権設定が13件提出されております。この13件の集積面積は3万6,713㎡で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が7件、所有権の移転が6件です。計画の内訳は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、議案第6号農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明いたします。議案書は17ページからに

なります。

議案第5号、6号につきましては、県で公告予定の利用権設定が12件になります。農地の集積面積は8万2,228.4m²です。内容は、議案第5号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第6号にて貸付けを行うものです。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** 審議に入ります。御意見、御質問を受け付けたいと思います。何かあれば、お願いします。

委員で関係のある委員さんが私も含めおられますけれども、今回は退席を求めないでこうと思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

皆さん御承知かと思いますが、この農地の集積につきましては、防府市が昨年からの集積協力金を1反当たり————出してくれることになっておりますので、ぜひ遊休農地、集積が進む可能性があれば、担い手へのあっせんを皆さん、よろしくお願いいたしますというふうに思います。この制度は昨年から始まっておりますけれども、少なくとも今の段階では、3年ぐらいは続けるというふうな市の回答を頂いておりますので、ぜひその辺も活用して、農地の集積に結びつけたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

何か質問はございませんか。御意見はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤井会長** では、また後ほどでも目を通していただいて、何か御意見、御質問があれば、その都度、お伺いしたいと思います。

それでは、採決に入ります。議案第4号、5号、6号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**藤井会長** ありがとうございます。全員賛成で、4号、5号、6号、承認いたします。

続きまして、議案第7号非農地判定について、事務局、説明をお願いします。

○**事務局** それでは、御説明いたします。議案書は33ページ、資料は別冊となっております。

議案第7号では、非農地判断について、今回提出された件数は、——1件、一筆になっております。現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○**15番** 15番、弘中です。議案第7号非農地判断について御説明いたします。

対象となる農地の現地確認を昨年11月1日、2日かけて、事務局2名と林推進委員、私とで行いました。

農地判断の対象となる地域は、———の———にあります。
す、———で、——、———になります。——筆です。

別冊の図面を御覧ください。

まず、———になります。山の西側から反時計回りに現地確認を行いました。

資料2ページから4ページまでが山の西側部分、地区は——、——地区になります。

5ページから24ページにかけて山の南側の部分、11ページは——から——に移動しました。

25ページから、山の東側部分、28ページから36ページは山の北側部分になります。

37ページからは———になります。

全部説明したら長くなりますので、写真を見てもらって、記載の対象地には、いずれも山の中や周囲にあり、既に雑木、竹が繁茂し、森林の様相を呈しており、周囲の山林と一体となっている状況でありました。農地に復元するためには、物理的な条件整備が著しく困難な状況であり、ついては、非農地判断をすることが適当であると考えます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。どうぞ。

○2番 ため池があるじゃないですか。南側を非農地としたことによって、影響はないですか。

○藤井会長 地元委員さん、何か分かりますか。

○15番 ナンバー8の部分ですかね。8の部分は見てもらったら分かるように、入山できないんですよ。あそこの番地まで。麓から見て、もう山林化している状態で。——の上には——がある。——があるんで、その部分で。水路はきちんとしていますから大丈夫です。

○2番 ため池は使いよる。

○15番 あそこのため池は使っていないです。

○2番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第7号、承認いたします。

続きまして、議案第8号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第8号土地改良事業参加資格交替の申出について御説明させていただきます。議案及び資料につきましては、本日、机の上にお配りしておりますので、御覧ください。クリップ止めしております資料になります。

このたび、———において、土地改良事業が実施される予定になっております。それに関連した議案になります。計画の概要につきましては、すいません、クリップで止めているのを外していただいて、参考の資料、①と書かれたものがありますので御覧ください。2枚目に位置図もつけてあります。

—————になります。—————は、のり面の浸食や堤の脆弱さが顕著に見られる状況になっていることから、防災上の観点ということで全面改修を行うということです。実施設計を含む工期が令和—年度から令和—年度までの—か年で、工事着手は令和—年度に予定されています。

今回の議案に関する説明になりますが、議案第8号の裏面に提案理由等を記載しておりますので、御覧ください。

土地改良事業は、原則として、受益農業者の申請、同意を基本として実施されます。

土地改良法において、農業地では、使用収益権者、いわゆる耕作者が土地改良事業に参加する資格を有する者であると規定されています。つまり、自作地においては所有者、———においては耕作者が土地改良事業に参加する資格を有する者になります。

例外として、小作時においては、土地改良法第3条第1項第2号の規定で、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出の相当であって、農業委員会がこれを承認した場合、その所有者に交替することができると載っています。

このたび、所有者から参加資格交替の申出が添付しています申出書一覧のとおりありましたので、承認の可否について御審議いただくことになりました。

議案第8号を1枚めくっていただくと、申出書一覧があります。この一覧の真ん中に記載されている①申出者が所有者、土地の所有者であり、交替後の新資格者になります。その右に記載されているのは、現在の耕作者、②が現在の耕作者であります。資格者、今時点では資格者となっております。

まず、申出が相当であるかの判断基準についてですが、土地改良法解説によると、———の賃料未払いや不耕作するなど解約が許可される要件に該当する場合や、所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らして、妥当であると認められる場合は、———において所有者を資格者とするものが相当とされています。

こちらにつきましては、そういった事案は発生していないので、該当はしません。

議案の裏側に書いてあるところの記の下のところを今、読んでおるんですけども、1の今、(1)は該当しない。農地法第18条に該当するような解約しなきゃいけないようなことはない。(2)のほうは、所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らして妥当と認められた場合ということで、こちらは地域の実情に応じて判断していくようになりますが、土地改良事業を円滑に運営するため、一般的には所有者を土地改良事業の参加資格者とするのが適当であるとされ

ております。

次に、今回の更新の案ですが、このたびの申出に当たっては、所有者と耕作者の間で協議済み、交替することについて協議済みであり、また、所有者である申出者は———の管理者、また、管理者の補助者ということで、当該ため池に精通しておりまして、資格者となることで地元の地権者との調整等も円滑に行っていくことが可能になると見込まれますので、参加資格の交替について特に支障はないと考えます。以上でございます。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。御意見、御質問、何でもいいですよ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第8号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第8号、承認いたします。

以上で議案審議を閉じます。

報告事項が1号から8号までございます。目を通していただいて、何か御意見、御質問があれば、お伺いしたいと思います。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で閉じたいと思います。

午後4時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 1月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員